

事業所番号 3873501013 **ショートステイ こより(併設型) 利用料金表**
 介護保険給付対象となるサービスの費用(1日あたり)(連続30日以内の単価)

併設型ユニット型 短期入所生活介護(Ⅰ) (ユニット型個室)	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
	696単位	764単位	838単位	908単位	976単位
加算	夜勤職員配置加算(Ⅱ) 18単位、サービス提供体制強化加算(Ⅱ) 18単位、 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 所定単位数の8.3%、 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) 所定単位数の2.7%、 介護職員等ベースアップ等支援加算 所定単位数の1.6%				
合計単位	824単位	901単位	984単位	1063単位	1140単位
サービス利用料金	8,240円	9,010円	9,840円	10,630円	11,400円
1割負担の方	自己負担額	824円	901円	984円	1,063円
2割負担の方	自己負担額	1,648円	1,802円	1,968円	2,126円
3割負担の方	自己負担額	2,472円	2,703円	2,952円	3,189円

連続して30日を超えて利用する場合の単価

併設型ユニット型 短期入所生活介護(Ⅰ)(ユニット型個室) (長期利用者減算-30単位含む)	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
	666単位	734単位	808単位	878単位	946単位
加算	夜勤職員配置加算(Ⅱ) 18単位、サービス提供体制強化加算(Ⅱ) 18単位、 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 所定単位数の8.3%、 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) 所定単位数の2.7%、 介護職員等ベースアップ等支援加算 所定単位数の1.6%				
合計単位	790単位	867単位	950単位	1029単位	1106単位
サービス利用料金	7,900円	8,670円	9,500円	10,290円	11,060円
1割負担の方	自己負担額	790円	867円	950円	1,106円
2割負担の方	自己負担額	1,580円	1,734円	1,900円	2,212円
3割負担の方	自己負担額	2,370円	2,601円	2,850円	3,318円

介護保険給付対象以外の利用料金(1日あたり)介護保険負担限度額認定証をご提示ください。

利用者負担段階		居住費	食費	
第1段階	本人及び世帯全員が 住民税非課税かつ 預貯金等が一定額以下の方	高齢福祉年金の受給者、生活保護の受給者の方	820円	300円
第2段階		年金収入等80万円以下の方	820円	600円
第3段階①		年金収入等80万円超120万円以下の方	1,310円	1,000円
第3段階②		年金収入等120万円超の方	1,310円	1,300円
第4段階		上記以外の方	2,006円	1,445円

日額利用料金の目安(1日)(連続30日以内)

(自己負担額) + 居住費・食費		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
	第1段階	1,944円	2,021円	2,104円	2,183円	2,260円
	第2段階	2,244円	2,321円	2,404円	2,483円	2,560円
	第3段階①	3,134円	3,211円	3,294円	3,373円	3,450円
	第3段階②	3,434円	3,511円	3,594円	3,673円	3,750円
第4段階	(1割負担の方)	4,275円	4,352円	4,435円	4,514円	4,591円
	(2割負担の方)	5,099円	5,253円	5,419円	5,577円	5,731円
	(3割負担の方)	5,923円	6,154円	6,403円	6,640円	6,871円

加算の説明 ※入所者の状況や職員体制により下記の加算が算出されます。

加算項目	単位数	内容
夜勤職員配置加算(Ⅱ)	18単位	夜勤帯に基準の1以上の職員を配置/日
認知症行動・心理症状緊急対応加算	200単位	医師が、認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に入所することが適当であると判断し入所した場合。/日(7日)
若年性認知症利用者受入加算	120単位	65歳の誕生日の前々日まで/日
送迎加算	184単位	片道につき
緊急短期入所受入加算	90単位	計画的に行うこととなっていない短期入所を緊急に行った場合/日(7~14日)
療養食加算	8単位	疾病治療の特設手段として医師の発行する食事せんに基づき提供される食事。管理栄養士又は栄養士によって管理されていること。/回(1日3回まで)
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	18単位	介護職員総数のうち介護福祉士の占める割合が100分の50以上/日
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	8.3%	介護職員の賃金の改善等を実施している場合(所定単位数の8.3%)
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	2.7%	職員の賃金の改善等を実施している場合(所定単位数の2.7%)
介護職員等ベースアップ等支援加算	1.6%	職員の賃金の改善等を実施している場合(所定単位数の1.6%)
長期利用者減算	-30単位	連続30日利用を超えた31日目以降、-30単位/日

介護保険対象外でその他の費用

費用	費用
電気使用料	1日50円 居室でテレビ、冷蔵庫、電気毛布等使用される方
レクリエーション費用	実費 自由参加によるクラブ活動等に伴う材料費

※高額介護サービス費、利用者負担の軽減の制度については、裏面をご確認ください。

(介護予防)ショートステイ こより(併設型) 利用料金表

介護保険給付対象となるサービスの費用(1日あたり)

併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護(Ⅰ) (ユニット型個室)		要支援1	要支援2
		523単位	649単位
加算		サービス提供体制強化加算(Ⅱ) 18単位、 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 所定単位数の8.3%、 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) 所定単位数の2.7%、 介護職員等ベースアップ等支援加算 所定単位数の1.6%	
合計単位		609単位	751単位
サービス利用料金		6,090円	7,510円
1割負担の方	自己負担額	609円	751円
2割負担の方	自己負担額	1,218円	1,502円
3割負担の方	自己負担額	1,827円	2,253円

介護保険給付対象以外の利用料金(1日あたり)

		利用者負担段階	居住費	食費
第1段階	本人及び世帯全員が 住民税非課税かつ 預貯金等が一定額以下の方	高齢福祉年金の受給者、生活保護の受給者の方	820円	300円
第2段階		年金収入等80万円以下の方	820円	600円
第3段階①		年金収入等80万円超120万円以下の方	1,310円	1,000円
第3段階②		第1・第2段階以外の方	1,310円	1,300円
第4段階		上記以外の方	2,006円	1,445円

日額利用料金の目安(1日)

		要支援1	要支援2	
(自己負担額) + 居住費・食費	第1段階	1,729円	1,871円	
	第2段階	2,029円	2,171円	
	第3段階①	2,919円	3,061円	
	第3段階②	3,219円	3,361円	
	第4段階	(1割負担の方)	4,060円	4,202円
		(2割負担の方)	4,669円	4,953円
(3割負担の方)		5,278円	5,704円	

加算の説明 ※入所者の状況や職員体制により下記の加算が算出されます。

加算項目	単位数	内容
認知症行動・心理症状緊急対応加算	200単位	医師が、認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に入所することが適当であると判断し入所した場合。/日(7日)
若年性認知症利用者受入加算	120単位	65歳の誕生日の前々日まで/日
送迎加算	184単位	片道につき
療養食加算	8単位	疾病治療の特設手段として医師の発行する食事せんに基づき提供される食事。管理栄養士又は栄養士によって管理されていること。/回(1日3回まで)
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	18単位	介護職員総数のうち介護福祉士の占める割合が100分の50以上/日
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	8.3%	介護職員の賃金の改善等を実施している場合(所定単位数の8.3%)
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	2.7%	職員の賃金の改善等を実施している場合(所定単位数の2.7%)
介護職員等ベースアップ等支援加算	1.6%	職員の賃金の改善等を実施している場合(所定単位数の1.6%)

介護保険対象外でその他の費用

	費用	
電気使用料	1日50円	居室でテレビ、冷蔵庫、電気毛布等使用される方
レクリエーション費用	実費	自由参加によるクラブ活動等に伴う材料費

高額介護サービス費について

介護サービスを利用する場合にお支払いいただく利用者負担には、月々の負担の上限が設定されています。1ヶ月に支払った利用者の負担の合計が負担の上限を超えた時は、超えた分が払い戻されます。

利用者負担の軽減の制度について

1、介護保険負担限度額認定について(介護保険負担限度額認定証の提示が必要です。)

所得の低い方の居住費・食費について、負担の上限額(負担限度額)が定められ、費用負担を軽減するものです。

2、社会福祉法人等による利用者負担の軽減制度(社会福祉法人等利用者負担軽減確認証の提示が必要です。)

低所得で生計が困難な方に対して、介護サービスを行う社会福祉法人等が、利用者負担額を軽減するものです。

軽減の割合は、利用者負担額(介護サービス利用料1割負担額、食費、居住費)の原則4分の1

(高齢福祉年金受給者は2分の1、生活保護受給者の個室の居住費については全額)です。

※制度のご利用については、保険者又は、ケアマネージャーへお問い合わせください。